

季刊

労働 おきなわ

2014 Winter

No.128



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル

☎ 0120-610-223

目次

- ◆ RelayEssay
公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会
会長 与那嶺 清子…………… 1
- ◆ 平成 26 年度沖縄県建設雇用改善優良事業所等表彰式 2
- ◆ 平成 26 年度沖縄県優秀技能者等表彰式…………… 4
- ◆ 平成 26 年度前期技能検定合格証書交付式…………… 4

- ◆ INFORMATION
 - ・ 職場適応訓練のご案内
～就職困難者の雇用に関心のある事業主の皆様へ！～… 5
 - ・ ひやみかち健康経営宣言…………… 6
 - ・ 「人材育成支援策」のご案内…………… 8
 - ・ 職場のトラブル解決をサポートします！…… 9
 - ・ 「学生のための労働条件セミナー 2014」のご案内 9
 - ・ 「パワーハラスメント対策取組支援セミナー」のご案内 9
 - ・ 過労死等防止対策推進法の施行について…………… 9
 - ・ 労働保険の加入について…………… 10
 - ・ 「改正パートタイム労働法等説明会」のご案内 11
 - ・ 沖縄県の最低賃金について…………… 12
 - ・ 年末年始も安全最優先！！
～元気でいってらっしゃい児童・生徒絵画コンクール
入賞作品紹介…………… 13
 - ・ 年次有給休暇の計画的な取得について…………… 14

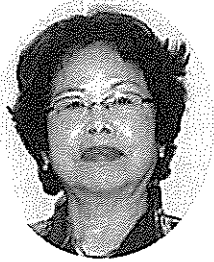
- ◆ 労働委員会だより～不当労働行為の救済制度について 16
- ◆ 労働相談…………… 17
- ◆ 労働経済指標…………… 18



表紙の写真

◀ 緋寒桜

サクラの原種の一つ。旧暦の正月あたりに咲くことからガンジツザクラ（元日桜）と呼ばれることもある。ヒカンザクラ（緋寒桜）と呼ばれることもあるが、ヒガンザクラ（彼岸桜）と混合されやすいため、近年はカンヒザクラと呼ばれることが多い。別名台湾ザクラ（台湾桜）、ヒザクラ（緋桜）とも言う。



ひとり親世帯の支援

～活かそう自立支援策・目指そう正規雇用～

公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会 会長 与那嶺 清子

当連合会は、母子家庭等及び寡婦を対象としその福祉の増進を図ることを目的として昭和44年に結成、47年に社団法人化し平成25年には公益社団法人に移行し母子寡婦福祉事業を推進しております。

県内ではひとり親世帯数の出現率が全国一高く、その約8割が生活の苦しさを訴えています。安定した生活基盤を築くためには安定収入の確保が不可欠ですが、ひとりで生計と子育てを担うひとり親世帯にとって、県内失業率や非正規雇用率の高さと相俟って現状は厳しいものがあります。こうした現況下、当連合会でもひとり親世帯が経済的に安定した生活基盤を築くことができるよう特に就労支援事業に力を注いでいるところです。ひとり親世帯の就労を困難としている理由のひとつに子育てと仕事の両立が難しいことが挙げられます。また、県内では若年母子も多く、企業が求めるスキルを保持していないことから、安定した仕事を得ることが出来ないという課題もあります。こうしたひとり親世帯をとりまく環境や課題を改善しながら就労支援を行う「ひとり親世帯就職サポート事業」を紹介し、今後の支援に必要なものは何かについて考えたいと思います。

本事業は県雇用政策課から委託を受け、平成22年度より「子育てママの就職技術力向上支援事業」として始まりました。主としてコールセンターへの就業を目指すものでしたが、25年度からはより内容の充実を図り「子育てママの就職サポート事業」となり今年度からは父子世帯も対象とした「ひとり親世帯就職サポート事業」として実施中です。求職中もしくは転職を考えているひとり親世帯の父・母と企業とのマッチングを経て、託児機能付きの5日間の事前研修とその後3ヶ月の職場訓練を実施し継続雇用に繋ぐという内容です。訓練中は訓練手当が支給されると同時に、保育所や学童の利用料に対して保育助成があります。本事業のいちばんの特徴は、就職サポート事業という名称ではありま

すが、就職のみならず生活全般にわたる総合支援的な内容になっていることです。担当者は最初の面談の中で、仕事に関するだけでなく、子育ても含めた生活上の悩みも聞き取り、一緒に解決を図っていきます。制度や地域資源の活用についても助言し、仕事と子育てを両立できる環境を整えます。こうした面談は訓練期間中も適宜実施し、また相談会等も開催しいつでも相談できる体制を構築しております。長年、母子寡婦福祉事業に携わり、母子世帯等の抱える問題を周知している当連合会の強みを最大に発揮した総合支援で、毎年約60名が職場訓練に入り約7割が継続雇用となっています。今年度も現時点で50名が訓練に入っております。

しかしながら、まだまだ課題もあります。メンタル面の脆さへの対応がそのひとつです。些細なことでメンタル面の不調を訴え、訓練を終了せざるを得ないという報告が現場からあがるたびにその対応について考えさせられます。ひとり親になった経緯は人それぞれですが、挫折感をひきずっている人がいるのも確かです。より細やかな対応が求められますし、関連機関へのつながりが必要になる場合もあります。支援する側の質の向上も図っていきたいと考えております。

また、本事業では企業開拓や企業調整も重要となります。ひとり親世帯の置かれた厳しい状況に対して理解を求めるとともに、就労する側の就労意識も高める必要を感じております。企業側から、ひとり親だけが大変なわけではないという厳しい指摘を受けたという報告もあります。こうした声を真摯に受け止め、支援体制を強化させた上で、企業にもより協力を求めていると考えております。

今後とも、ひとり親世帯の自立と家庭の形態に関わりなく子どもが安心して健やかに成長できる社会の実現に向かい事業を推進してまいります。関係機関のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

平成26年度 沖縄県建設雇用改善優良事業所等表彰式

11月27日（木）、県庁11階にて平成26年度建設雇用改善優良事業所等表彰式を沖縄県建設業協会と共同で執り行いました。

この表彰式は、建設業に従事している労働者の雇用改善や、能力の開発及び向上、福祉の増進を図るための積極的な取り組みをしている建築事業所の功績を称えるもので、県知事表彰と建設業協会長表彰の二つに分かれています。

また、雇用改善の表彰に引き続いて、建設業における30歳未満の技術・技能職種の勤務成績が優秀な従業員に贈られる「優良若年建設従事者表彰」並びに、建設業退職金共済制度の普及に大きく貢献した事業所に贈られる「独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰」の伝達も併せて行い、県知事表彰を沖縄県商工労働部長、下地明和氏より、建設業協会長表彰及び優良若年建設従事者表彰、独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰を沖縄県建設業協会副会長・上原恵子氏より各受賞者へ表彰状と記念品の授与が行われました。



■ 沖縄県知事表彰

建設雇用改善優良事業所

株式会社 比嘉組	代表取締役 比 嘉 海 雄
上門工業 株式会社	代表取締役 上 門 信 孝
株式会社 仲間組	代表取締役 仲 間 信 榮

■ 一般社団法人沖縄県建設業協会会長表彰

建設雇用改善優良事業所

共和産業 株式会社	代表取締役 下 地 武 義
株式会社 東江建設	代表取締役 東 江 丈 二
有限会社 丸玄建設	代表取締役 長 田 幸 夫

優良若年建設従事者表彰

No	受賞者名	事業者名	No	受賞者名	事業者名
1	赤 嶺 一 也	拓南鐵建(株)	8	砂 川 卓 也	(株)屋部土建
2	島 袋 雄 次	(株)富建	9	仲 村 優 一	(株)屋部土建
3	兼 城 慶	(株)鏡原組	10	親 川 翔 平	牧港建設(株)
4	玉 城 竜 二	(株)沖電工	11	宮 城 慎 平	(株)仲本工業
5	仲 地 佑 貴	(株)沖電工	12	座 安 達 也	金秀建設(株)
6	玉 城 英 徳	(株)大城組	13	賀 数 芳 範	(株)大米建設
7	新 崎 長 慎	琉球開発(株)			

■ 独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

建設業退職金共済制度普及事業所

No	事業所名	代表者名
1	有限会社 北勝建設	新 里 勝 則
2	國幸興發 株式会社	國 場 幸 博

平成 26 年度 沖縄県優秀技能者等表彰式

優秀な技能者及び職業能力開発行政に貢献した方を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気運を高めるとともに、技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的として、県及び県職業能力開発協会との共催により『平成 26 年度沖縄県優秀技能者等表彰式』を 11 月 26 日（水）に那覇地域職業訓練センターにて開催しました。



当日は、優秀技能者等表彰に引き続き、職業能力開発協会表彰並びに卓越した技能者及び技能検定功労者による厚生労働大臣表彰受賞報告を行い、延べ 42 名の方々の御功績を讃えました。

また、受賞者を代表して石橋 タケ子氏（洋裁）があいさつを行いました。

平成 26 年度 前期技能検定合格証書交付式

去る 11 月 13 日（木）に沖縄県庁にて『平成 26 年度前期技能検定合格証書交付式』が行われました。

技能検定は、働く人々の技能を一定の基準により検定し、国としてこれを証明する国家検定制度で、技能に対する評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的としています。

合格者は、1 級 162 名、単一等級 26 名、2 級 84 名、3 級 365 名で合格者合計は 637 名でした。

今回の合格者を含めると、県内の技能検定合格者（技能士）の累計は 21,682 名で、等級別では特級が 26 名、1 級 8,848 名、単一等級 864 名、2 級 6,919 名、3 級 5,025 名となりました。





就職困難者の雇用に関心のある事業主の皆様へ!

雇用前の訓練で人材育成、雇用後は即戦力に!

職場適応訓練のご案内

職場適応訓練とは…?

一般的に就職が困難な求職者(身体障害者、知的障害者、精神障害者等)の方を作業環境に適応させることを目的に、事業主に委託して訓練を行う制度です。訓練終了後は当該事業所における常用雇用につなげることを目的にしています。(訓練の開始にあたっては公共職業安定所長の指示が必要です)

○本訓練を委託する対象事業主は、次の諸条件を満たし、知事が適当と認める事業主です。

- (1) 職場適応訓練を行う設備的余裕があること。
- (2) 指導員として適当な従業員がいること。
- (3) 原則として、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること。
- (4) 労働基準法に規定する労働条件及び労働安全衛生法に規定する安全と健康を確保するために必要な条件が整備されていること。
- (5) 職場適応訓練修了後、訓練生を雇用する見込みがあること。

○訓練期間

6ヶ月間(重度障害者等、必要と認められる場合は最長1年間)

○訓練費及び訓練手当

訓練期間中、訓練生には訓練手当(月額106,000円程度)、事業所へは訓練費(月額24,000円程度)が支給されます。

※訓練期間中は沖縄県雇用推進員がサポートいたします。

本制度の概要は沖縄県雇用政策課にお問い合わせ下さい。



沖縄県商工労働部雇用政策課 TEL 098-866-2324 FAX 098-866-2349

<http://www.pref.okinawa.jp>

具体的な求人・求職は管轄ハローワークにお問い合わせ下さい。

ハローワーク那覇 TEL098-866-8609

ハローワーク宮古 TEL0980-72-3329

ハローワーク沖縄 TEL098-939-3200

ハローワーク八重山 TEL0980-82-2327

ハローワーク名護 TEL0980-52-2810



ひやみかち 健康経営宣言

厚生労働省
沖縄労働局

沖縄労働局ホームページに御社の宣言を掲載

ひやみかち健康経営宣言

検索

沖縄長寿復活の鍵は働き盛り世代の健康改善にあります。これは企業経営にとっても大切なことです。社員の健康を大切にすることで、会社の成長力・活力を高める経営概念が「健康経営」と呼ばれ、今注目されています。これは社員の健康増進を経営投資だとする考え方です。なぜなら、企業は人の結いであり、明日の革新を創るのは人だから。

御社も、「健康経営」を宣言し、健康長寿復活と沖縄経済の飛躍に貢献する企業としてアピールしてみませんか？

審査（認証）はありません！

大切なのは一つでもアクションすること

<登録までの流れ>

労働局ホームページから
宣言フォームをダウンロード

社内でも話し合い

健康づくりメニューを決めて
労働局へメール送信

御社の宣言が
労働局ホームページに

<登録が済んだら>

ロゴ、バナー

をお使いいただけます。



ひやみかち健康経営宣言

厚生労働省 沖縄労働局 「ひやみかち健康経営宣言」
No. 261001001
平成 26 年 10 月 1 日 登録
平成 年 月 日 更新

代表者メッセージ

今、我ら沖縄県民が誇りにしてきた健康長寿を取り戻さなければなりません。その鍵は、わたしたち働き盛り世代の健康改善にあります。これは企業経営にとっても大切なことです。企業競争は人財の時代。社員ひとりひとりに元気で活躍していただくことが、我が社の生産性を高め、企業成長するための鍵だと考えています。

一方、デスクワーク中心の我が社では、運動不足やストレスの蓄積も気になります。「健康経営」を経営上の重要課題とし、会社コミュニティの中での結いを大切にして、生活習慣病の予防など心身の健康づくりに取り組むことで、我が社の一層の飛躍と、沖縄健康長寿復活に貢献してまいります。



●●●株式会社 代表取締役 ○○ ○○

取組事項

1. 「おきなわを歩こう！」にエントリー（歩数記録）
2. 水、金はノー残業 DAY で心身をリフレッシュ
3. 「野菜もう一皿」（今日、何品食べた？）キャンペーン
4. 血圧計を設置
5. 特定保健指導の勧奨

「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

今、注目される「健康経営」って何？

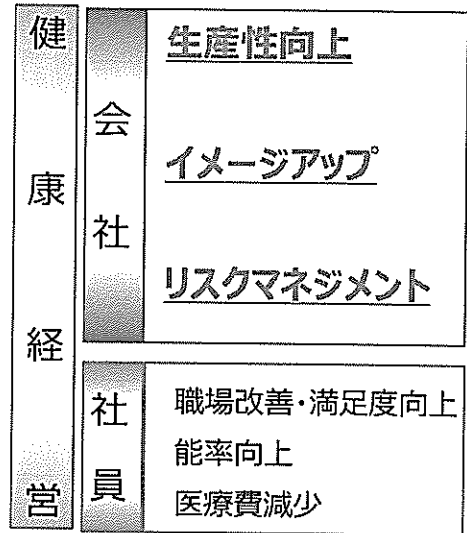
社員（人材）を企業経営における貴重な資源と捉え、その健康増進を経営投資だとする考え方です。

健康経営に取り組むことで、社員の従業員満足度を高めるとともに、企業にとっては生産性の向上、イメージアップ、リスクマネジメントが期待されます。つまり、社員と企業がいっしょに成長する仕組みなのです。

「我が社ではちょっと難しそう・・・」とお思いの方に

確かに、「健康経営」と聞くと、難しいイメージをお持ちになるかもしれませんが、大切なのは一つでもアクションすること。社員と企業がいっしょに成長しようと思気持ちなのです。

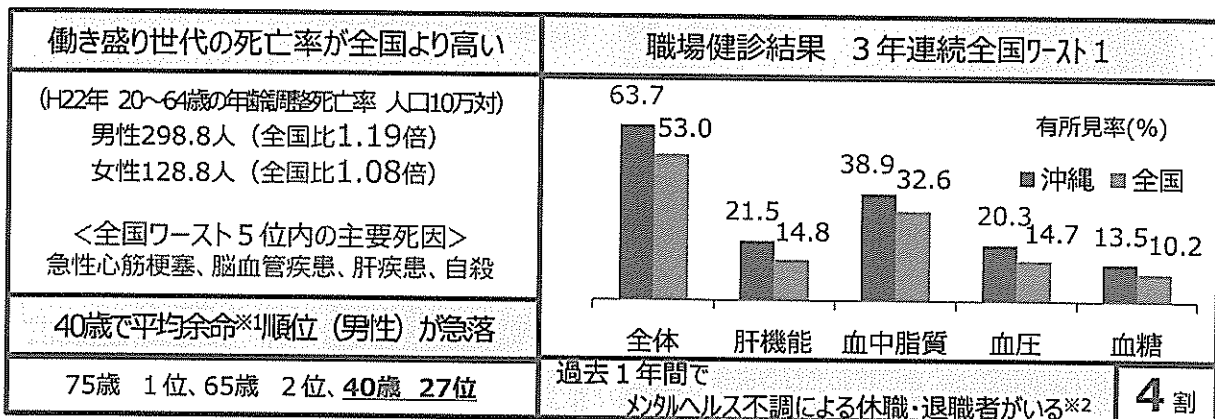
中小企業では社員一人一人の生産性が大事です。もしも、大切な社員が病気で倒れるとなれば、大きなダメージにもなりかねません。だから、「健康経営」をオススメします。



沖縄健康長寿の復活 働き盛り世代が鍵

330ショック（平均寿命 女性3位、男性30位）にゆれる沖縄。実は、64歳までの成人の死亡率は全国より高いことが分かっています。とくに急性心筋梗塞、脳血管疾患、肝疾患といった生活習慣病です。このことは、職場の健康診断結果にも現れています。健診項目で何らかの異常所見が認められる方の割合（有所見率）は平成23年から3年続けて全国ワースト1で、実に3人に2人の方が該当しています。いわゆるメタボ該当者・予備群の割合も男女とも全国ワースト1というデータがあります。また、こころの面でも、メンタルヘルスの不調による休職や退職の問題が顕在化しています。

つまり、沖縄健康長寿復活の鍵は働き盛り世代にあるのです。そして、「健康経営」に取り組むことは、企業の活力・成長だけでなく、うちの健康長寿を取り戻すことに貢献することになるのです。



※1 ある年齢の人がその後何年生きられるかという期待値

※2 平成24年度 沖縄労働局調べ (労働者数50人以上の事業場)

お問合せ

沖縄労働局健康安全課 ☎ 098-868-4402

協賛

沖縄県 / (一社)沖縄県経営者協会 / 沖縄県商工会議所連合会 / 沖縄県商工会連合会
 沖縄県中小企業団体中央会 / 全国健康保険協会沖縄支部 /
 沖縄産業保健総合支援センター

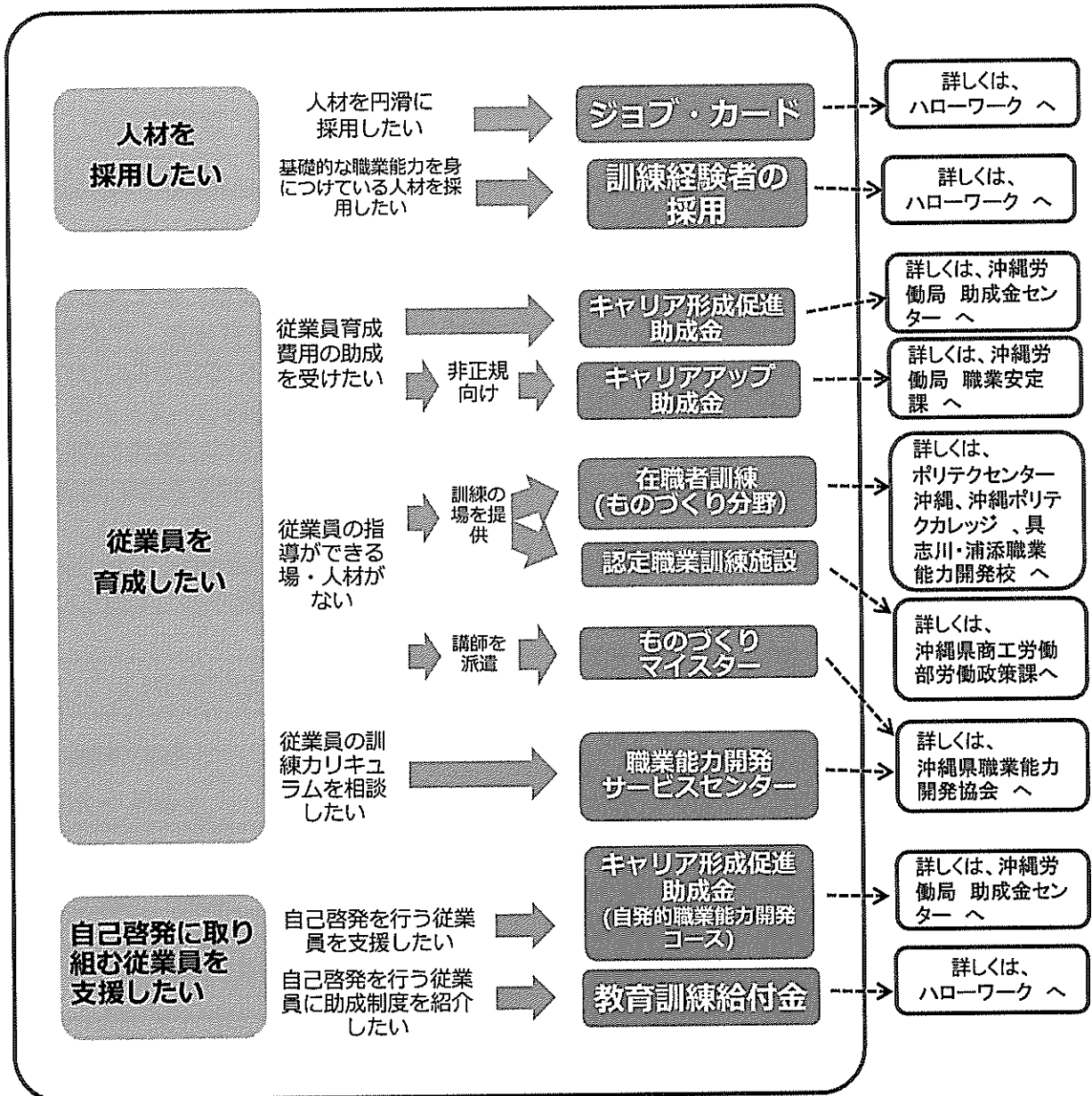
(事業主の方へ)

※パンフレットの内容については、沖縄労働局ホームページで確認できます。

人材育成に取り組む事業主を支援します！ 「人材育成支援策」のご案内

平成26年10月1日～

厚生労働省では、人材育成に取り組む事業主の皆さまを支援するために、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際には、ぜひご活用ください。



厚生労働省 沖縄労働局 ハローワーク

LL261001能開01

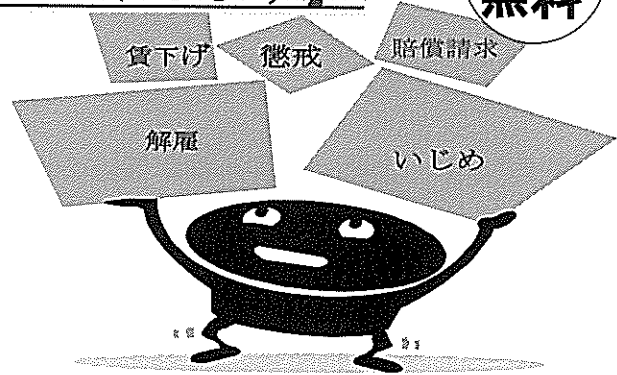
労働者・事業主のみなさまへ

【職場のトラブル解決をサポートします】

相談
無料

労働関係に係る労働者と事業主との間の民事上の「個別労働紛争」は、年間約3,000件に達しています。

「個別労働関係紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主間での労働条件などをめぐる紛争の未然防止や円満・迅速な解決を促進するための制度で、労働局では、無料で次のサービスの提供を行っています。



- 総合労働相談コーナーにおける情報の提供・相談
- 労働局長による「助言・指導」
- 紛争調整委員会による「あっせん」

相談窓口・制度の申込先は、各総合労働相談コーナーへ。

【各総合労働相談コーナー】

(月～金(祝日除く) 9時～17時 *12時～13時まで休み)

- ・企画室総合労働相談コーナー TEL 098-868-6060
- ・那覇総合労働相談コーナー TEL 098-868-8008
- ・沖縄総合労働相談コーナー TEL 098-982-1263
- ・名護総合労働相談コーナー TEL 0980-52-2691
- ・宮古総合労働相談コーナー TEL 0980-72-2303
- ・八重山総合労働相談コーナー TEL 0980-82-2344

沖縄労働局 HP(<http://okinawa-roudoukyokoku.isite.mhlw.go.jp/>)もご参照下さい。

「学生のための労働条件セミナー2014(厚生労働省委託事業)」の御案内

今後就職を希望される学生(既卒の方も含む)の皆様、大学・専門学校などの進路指導担当の皆様を対象として、就職して働く際に知っておきたい労働法に関する基本的な知識について、わかりやすく解説するセミナーを開催します。詳しくはこちらを御覧ください。

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/20141003.html>

「パワーハラスメント対策取組支援セミナー(厚生労働省委託事業)」の御案内

パワーハラスメント予防・解決への取組を進めるため、パワーハラスメント対策取組支援セミナーを開催します。パワーハラスメントの基礎知識、予防解決への取組のノウハウや企業事例など、専用のテキストをお配りして解説します。詳しくはこちらを御覧ください。

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/events>

過労死等防止対策推進法が11月に施行されました

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とする「過労死等防止対策推進法」(平成26年法律第100号)が、11月1日に施行されました。

労働条件に関する情報発信を行うポータルサイト「確かめよう労働条件」を開設しました

厚生労働省は11月23日、賃金や労働時間といった労働条件に関する情報発信を行うポータルサイト「確かめよう 労働条件」を開設しました。

若者の「使い捨て」が疑われる企業が社会問題となるなか、このポータルサイトでは、長時間労働や賃金不払残業といった多く寄せられた相談の内容へも対応するため、労働時間や割増賃金等の労働条件や労務管理に関する情報を広く発信していきます。

ポータルサイトのURLはこちら。

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp>

労働保険！雇ったら入るのが経営者の資格

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で労働者を1人でも雇用する事業主は、必ず加入しなければなりません。（農林水産業の一部の事業は除く）

未手続の事業主はお早めに加入手続きを！

労災保険とは

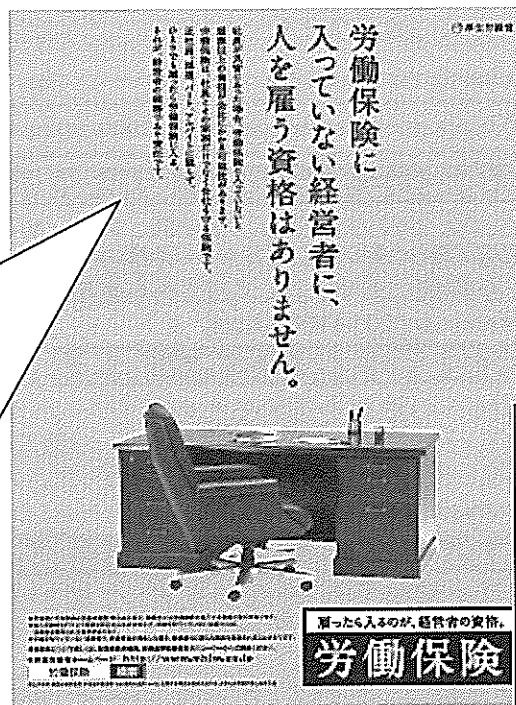
- ◆ 労働者が業務中や通勤途上に事故にあった場合、労働者やその遺族のために必要な保険給付を行い、併せて社会復帰の促進、援護等を行う制度です。

雇用保険とは

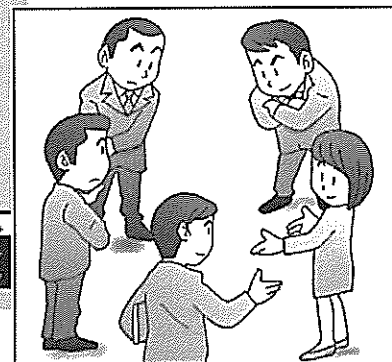
- ◆ 雇用保険とは、労働者が失業した場合に必要な給付を行い労働者の生活及び雇用の安定を図る制度です。



社員が災害にあった場合、労働保険に入っていないと想像以上の負担が会社にかかる可能性があります。労働保険は、社員とその家族だけでなく会社も守る保険です。正社員、派遣、パート、アルバイトに限らず、ひとりでも雇ったら労働保険に入る。それが、経営者の義務であり責任です。



私たちも労働保険入ってるよね!!



詳しくは沖縄労働局労働保険徴収室（Tel.098-868-4038）または最寄りの労働基準監督署が公共職業安定所へお問い合わせください。



沖縄労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

改正パートタイム労働法等説明会ご案内

パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進を図るため、平成27年4月1日から、改正パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)等が施行されます。

沖縄労働局では、県内企業の事業主及び人事労務担当者等に対し、「改正パートタイム労働法」の説明と「改正次世代育成支援対策推進法」「両立支援等助成金」についても説明を行います

と き：平成27年2月19日(木) 午後2時～4時

と ころ：沖縄県庁講堂 (那覇市泉崎1-2-2 4階)

◎ 説 明

●改正パートタイム労働法について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課係長

●改正次世代育成支援対策推進法について

沖縄労働局雇用均等室

●両立支援等助成金について

沖縄労働局雇用均等室

主 催：沖縄労働局、沖縄県

対象者：事業主、事業主団体、労働者、市町村等(定員約200名)

参加料：無料

※申込〆切：平成27年2月17日(火)

◆沖縄県庁庁舎内には駐車場スペースがございませんので、公共交通機関によりご来庁ください◆

※名護市、宮古島市、石垣市での説明会も併せて予定しています。

●名護市、宮古島市、石垣市開催日時・場所

日 時	場 所	定 員
平成27年1月27日(火) 14:00～16:00 (申込〆切) 平成27年1月23日(金)	名護中央公民館(小ホール) (名護市港二丁目1番1号)	50名
平成27年1月29日(木) 14:00～16:00 (申込〆切) 平成27年1月27日(火)	宮古労働基準監督署 会議室 (宮古島市平良字下里1016 平良地方合同庁舎1階)	30名
平成27年2月3日(火) 14:00～16:00 (申込〆切) 平成27年1月30日(金)	八重山労働基準監督署 会議室 (石垣市字登野城55-4 石垣地方合同庁舎2階)	50名

(注) 名護市、宮古島市及び石垣市での「改正パートタイム労働法について」の説明は、沖縄労働局雇用均等室となります。

[申し込み・問い合わせ先] 沖縄労働局 雇用均等室 TEL(098)868-4380、FAX(098)869-7914



沖縄県の最低賃金



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

沖縄県内の使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

(1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生效年月日
沖縄県最低賃金	時間額 677 円	沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下記の特定（産業別）最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。	平成26年10月24日

(2) 特定（産業別）最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生效年月日
畜産食料品製造業	時間額 683 円	○部分肉・冷凍肉製造業 ○肉加工品製造業 ○処理牛乳・乳飲料製造業 ○乳製品製造業 ○その他の畜産食料品製造業	平成25年12月11日
糖類製造業	時間額 700 円	○砂糖製造業 ○砂糖精製業 ○ぶどう糖・水あめ 異性化糖製造業	平成26年11月23日
清涼飲料酒類製造	時間額 686 円	○清涼飲料製造業 ○果実酒製造業 ○ビール類製造業 ○清酒製造業 ○蒸留酒・混成酒製造業	平成25年11月23日
新聞業	時間額 775 円	○新聞業	平成26年11月27日
各種商品小売業	時間額 692 円	○百貨店、総合スーパー ○その他の各種商品小売業	平成26年11月30日
自動車(新車)小売業	時間額 705 円	○自動車(新車)小売業	平成26年11月27日

ただし、次に掲げる者は(2)の特定（産業別）最低賃金から除外され(1)の地域別最低賃金が適用されます。

適用除外

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

- ◇最低賃金に算入されない賃金……… ① 精皆手当、通勤手当及び家族手当 ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ④ 時間外、休日労働割増賃金等

◇特定（産業別）最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所及び管理する全资子公司を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粹持株会社が含まれます。

◇最低賃金に関するお問い合わせは、**沖縄労働局 賃金室**〈電話 (098) 868-3421〉又は最寄りの**労働基準監督署**へ。

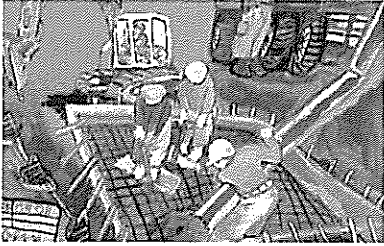
那覇労働基準監督署	沖縄労働基準監督署	名護労働基準監督署	宮古労働基準監督署	八重山労働基準監督署
☎(098)868-8033	☎(098)982-1263	☎(0980)52-2691	☎(0980)72-2303	☎(0980)82-2344

《沖縄労働局・労働基準監督署》

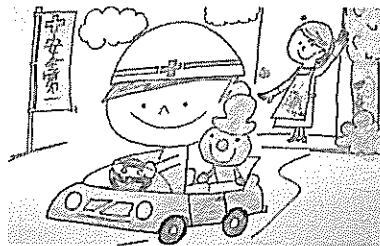
安全最優先で 明るい新年

年末年始は、あわただしく、生活のリズムも変わりやすく、大掃除や機械設備の保守点検・始動等、非常作業が多くなります。作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非常作業における安全確認を徹底しましょう。

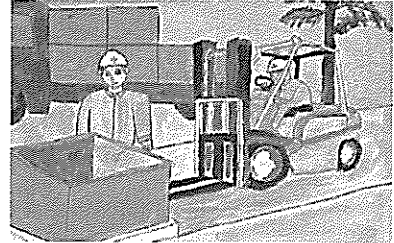
元気でいってらっしゃい
絵画コンクール(H26)
入賞作品(敬称略)



与勝第二中1年 西野勇輝
「おじいちゃんいつも安全第一ご苦労様」



那覇小6年 高橋琉盛
「お父さん、今日も元気で頑張ってるね。」



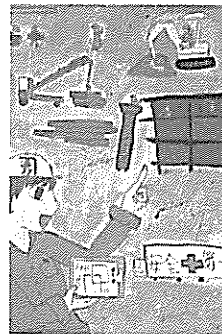
長田小6年 玉城由莉
「フォークリフトを運転する大人」



安慶田中1年 島袋日菜
「工事現場」



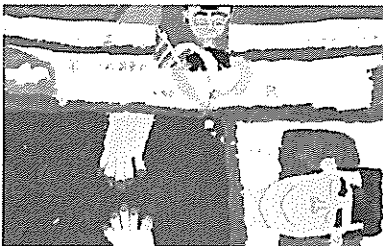
曙小5年 砂川夢希
「いつもありがとう！けんこうでいてね。」



高嶺中1年 佐々木優子
「工事現場」



津嘉山小6年 儀保優之助
「病院で仕事をするお母さん」



曙小5年 國吉真史
「1ヶ月間もでているお父さんにかんしゃ」



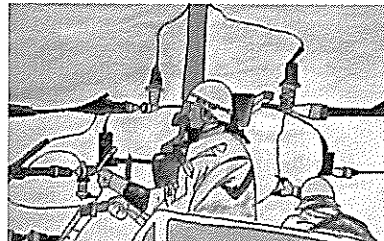
曙小5年 吉田 心
「暑い所で私たちを守ってくれてありがとう！」



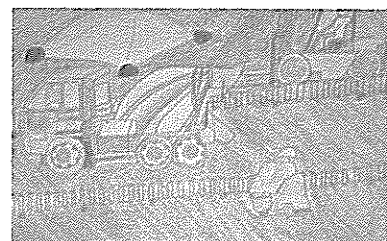
津嘉山小6年 加藤めぐみ
「働く地域の人」



曙小5年 金城 陸
「お父さんの仕事」



津嘉山小6年 大屋 輝竜
「電気をみんなの家へ送るお父さん」



普天間中3年 仲宗根佑未
「基礎が大事なんだなあ」

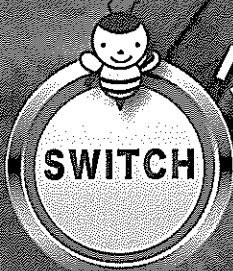
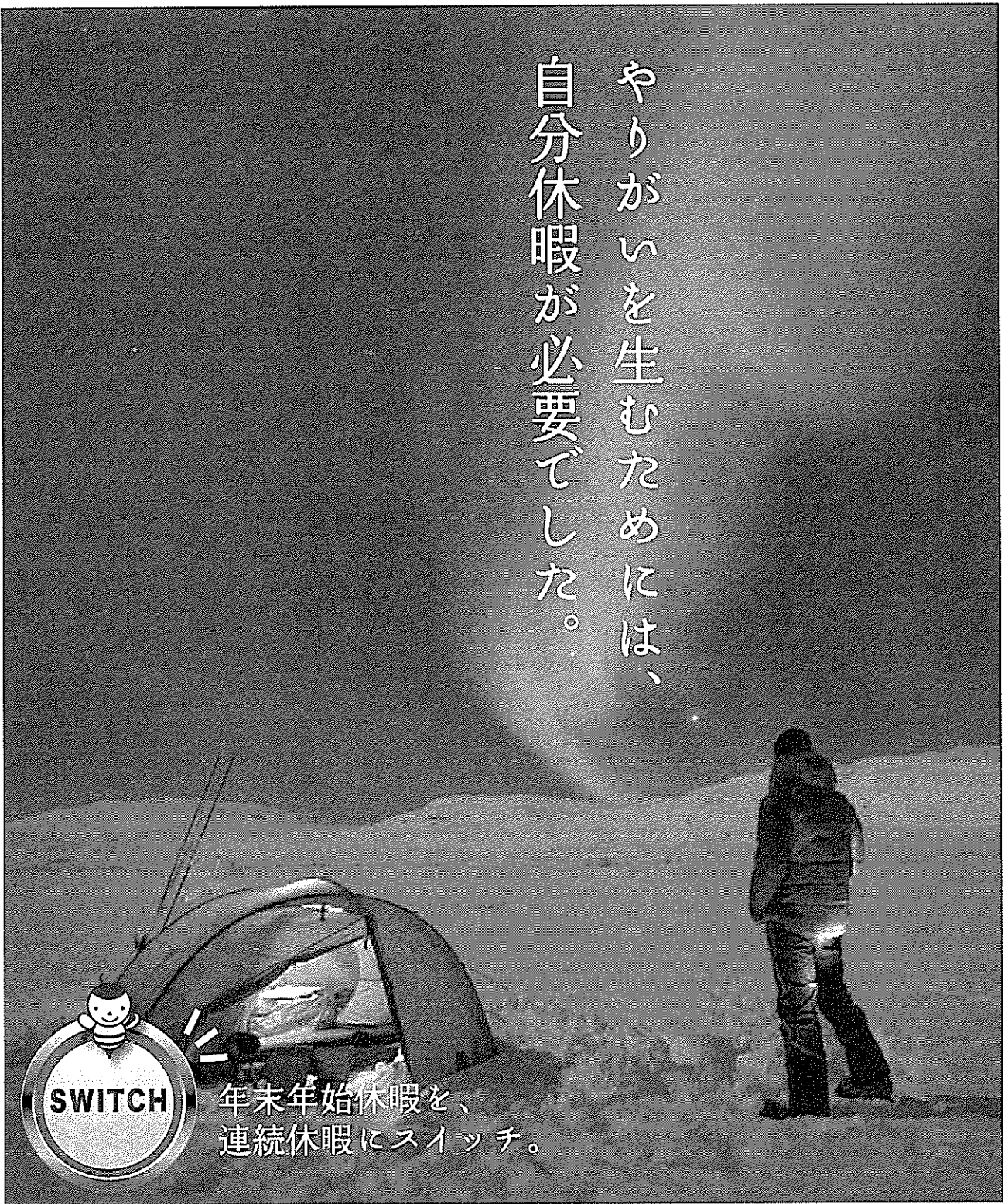
沖縄労働局労働基準部 健康安全課/

(一社)沖縄県労働基準協会/建設業労働災害防止協会沖縄県支部/陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部/

港湾貨物運送事業労働災害防止協会沖縄総支部/林業・木材製造業労働災害防止協会沖縄県支部 / (一社)日本クレーン協会沖縄県支部/

(一社)日本ボイラ協会沖縄支部/(公社)建設荷役車両安全技術協会沖縄県支部/沖縄産業保健総合支援センター

やりがいを生むためには、
自分休暇が必要でした。



年末年始休暇を、
連続休暇にスイッチ。

年次有給休暇を計画的に取得して、
ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和を図ろう。

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>



休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう！

休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組むことが必要です。具体的には、

- ① 経営のトップによる社内への休暇取得推進の呼びかけ
 - ② 管理者が率先して休暇取得
 - ③ 労働組合などによる企業、従業員への働きかけ
- などが考えられます。

計画的な休暇の取得のために、事業場全体の年間計画に、年次有給休暇を組み込みましょう。

年次有給休暇の計画的付与制度を活用しませんか？

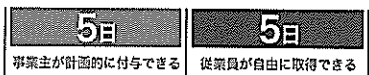
年次有給休暇の計画的付与制度とは

年次有給休暇の付与日数から5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.6ポイント(平成24年)高くなっています。* この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。 *就労条件総合調査

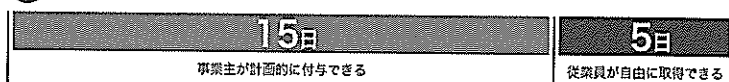
1) 導入のメリット	事業主	労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
	従業員	ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員



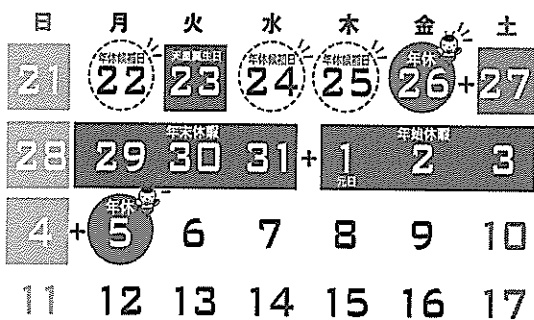
例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員



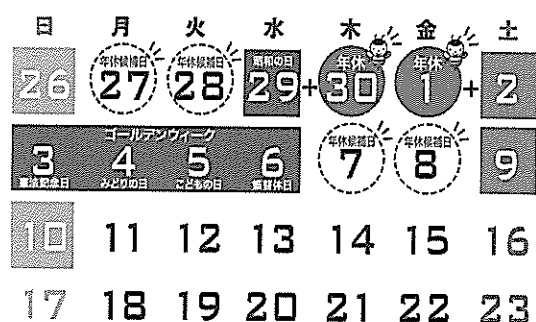
◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を除いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 導入例 年末年始・ゴールデンウィークに導入すると？

2014年12月+2015年1月



2015年4月+5月



計画的付与の年次有給休暇などと土日、年末年始やゴールデンウィークの所定休日や祝日などを組み合わせて連続休暇にすることができます。また、○点線囲みのような年休候補日をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	従業員個人ごとに計画的に付与	従業員の個人的な記念日(例:誕生日や結婚記念日)を優先的に充てるなどして活用

(H26.11)



不当労働行為の救済制度について

◆不当労働行為の救済制度とは

不当労働行為救済制度は、憲法第 28 条で保障された労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権の実効性を確保するために、労働組合法に定められている制度です。

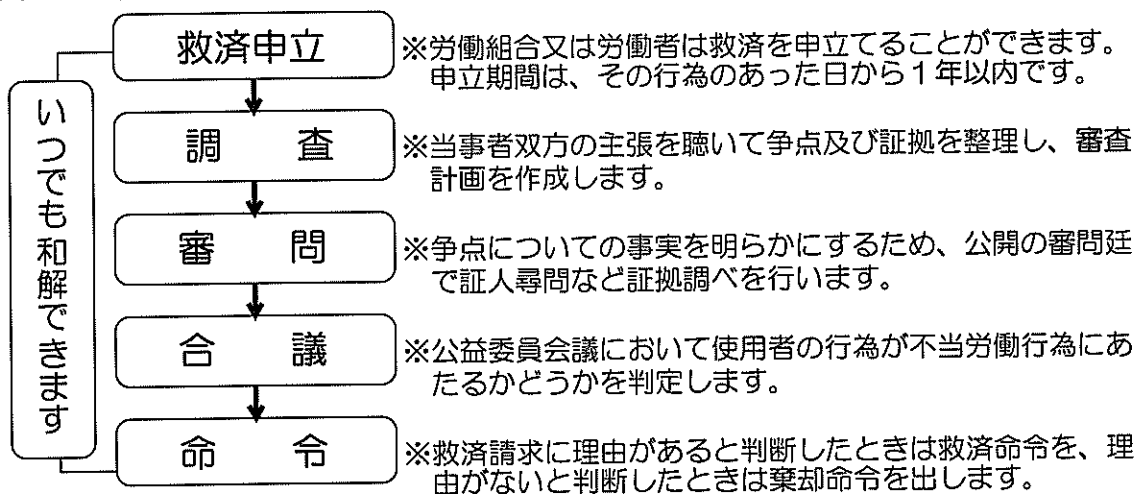
労働組合法では、労働組合の自主性や組合活動を不当に侵害する使用者の行為を不当労働行為としてこれを禁止するとともに、使用者に違反があった場合には労働委員会によって労働者や労働組合を救済する手続きを定めています。

〔不当労働行為の種類〕

使用者に禁止されている不当労働行為とは次のような行為で、使用者が不当労働行為を行った場合には、労働者又は労働組合は労働委員会に対して救済の申立てを行うことができます。

- ① 労働組合の組合員であること、労働組合に加入したり結成したりしようしたこと、あるいは労働組合の正当な行為をしたことを理由に、解雇その他の不利益な取扱いをすること。
- ② 労働組合に加入しないこと、あるいは脱退することを雇用条件とすること。
- ③ 正当な理由なしに、団体交渉を拒否すること。
- ④ 労働組合の結成や運営に支配介入すること。
- ⑤ 労働組合の運営に要する費用を援助すること。
- ⑥ 不当労働行為の申立てをしたこと、あるいは、不当労働行為の審査や争議行為の調整（あっせん、調停、仲裁）の際に、証拠の提示や発言をしたことなどを理由に、解雇その他の不利益な取扱いをすること。

〔不当労働行為の審査の流れ〕



※命令書交付までの間、いつでも申立ての全部又は一部を取下げることができます。

※沖縄県労働委員会では、審査期間の目標を1年6月と定めています。

※審査に関する手続は無料です。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局(県庁2階)
 TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554
 ホームページ:「沖縄県労働委員会」と入力し検索
 Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

賃金の支払

〈相談内容〉

従業員が突然会社を辞めたとき、給与はすぐに支払わなければなりませんか。

当社は、みやげ品店を経営しています。勤続年数が10年になる従業員のAに店長を任せていましたが、最近遅刻や無断欠勤をするなどの職務怠慢ぶりが目立つので、店長を解任することにしました。

ところが、解任には納得をすることができずと口論になり、Aは、「今日で辞めさせてもらおう。これまで勤務した分の給与は、すぐに銀行振込みで支払ってほしい」と言ってその翌日に退職届を提出したのです。

給与締切日まではまだ間がありますし、これまで手渡しで支払ってきました。突然辞めておいて給与をすぐに支払えというのも正直納得がいきません。

そのようなときでも、給与はすぐに支払わなければならないのでしょうか。

〈相談回答〉

ポイント

退職に際して従業員と会社側がトラブルになることがありますが、それでも、実際に勤務をした分の賃金は支払わなければなりません。退職者に対する賃金の支払は、通常の支払日と異なり、退職者が賃金の支払を請求したときから7日以内に支払うことになっています。

☆賃金の支払

使用者は、従業員が突然退職をしたときでも、それまで勤務をした分の賃金については支払う義務を負います。そのときの賃金は、月又は日の途中までの勤務であったとしてもその全額を支払う旨の特約がない限り、時間給や日給のときは、勤務した時間や日数分、月給のときでも日割り計算で、場合によっては時間割り計算で支払うことになります。

月給の計算期間の途中で退職（1か月間満稼働しなかった）という理由で勤務をした日数分、また、1日の途中で帰ったからという理由でその日の勤務をした時間分を支払わないわけにはいきません。飽くまで勤務をした分の賃金を全額支払うのが原則です。

賃金の支払を拒めば、賃金不払として労働基準法第24条第1項に違反して罰則の対象となってしまいます（同法第120条第1号）。通常、賃金は定期的に毎月支払えば問題のないことなのですが、従業員が退職をしたときは、その請求があってから7日以内に支払う必要があります（同法第23条）。

ただし、使用者には、一定の場合（同法施行規則第7条の2第1項に規定された口座払の要件を参照）を除き、従来直接支払っていた賃金を銀行振込みにしなければならない義務はありません。

そこで、会社が賃金を直接支払いたいというのであれば、受け取りに来てもらうことになります。

☆退職時のトラブル

退職をする場合に労使間でトラブルがあったときには、使用者が賃金の支払を拒むこと、また、賃金から損害賠償分だといって控除しようとすることもみられます。

しかし、賃金は全額支払が原則です。例外として賃金からの控除が認められるのは、社会保険料、税金等法令で定められたものや、あらかじめ労使で協定を結んで物品の購入代金、社宅費等を控除することができるにすぎません。

また、退職時の従業員とのトラブルが感情的な問題にもつながり、きちんとした退職手続（離職票の作成等）をしないなどのケースもあります。そのようなときに、従業員がハローワークに駆け込んで、ハローワークから離職票の作成を指導されることもあるわけですが、即時の退職であっても、使用者としては、所定の手続をする必要があります。

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者数 (沖縄県)	完全失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 H22=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	求職者数	求人数	求人倍率					
平成15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.0	100.7
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.1	100.7
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	99.3	100.4
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.1	100.7
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	99.5	100.7
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	101.6	102.1
21年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	100.8	100.7
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	100.0	100.0
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	99.9	99.7
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	99.6	99.7
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	100.0	100.0
25年9月	32,626	274,184	13,681	122,327	36	5.3	31,615	17,934	0.57	2,076	100.7	100.6
10月	32,632	275,269	13,717	122,627	34	4.9	31,021	18,242	0.59	2,256	100.8	100.7
11月	32,639	275,748	13,817	123,591	33	4.8	30,121	17,730	0.59	1,905	100.7	100.8
12月	32,504	275,627	13,957	124,547	31	4.5	28,122	17,140	0.61	1,735	100.5	100.9
26年1月	32,475	273,618	13,831	124,481	33	4.8	28,892	18,360	0.64	1,618	100.4	100.7
2月	32,451	276,046	13,736	121,911	32	4.7	30,145	20,628	0.68	1,991	100.4	100.7
3月	32,380	270,838	13,648	117,358	35	5.2	31,830	22,488	0.71	3,077	100.6	101.0
4月	32,902	280,206	13,709	117,475	39	5.8	33,238	20,950	0.63	2,946	102.5	103.1
5月	32,974	277,950	13,838	119,311	36	5.4	32,040	19,497	0.61	2,389	102.9	103.5
6月	33,056	277,408	13,927	121,031	36	5.2	30,541	19,224	0.63	2,166	102.8	103.4
7月	33,065	273,372	14,037	129,303	41	6.0	29,587	20,243	0.68	2,091	103.1	103.4
8月	33,041	272,547	14,031	129,066	45	6.6	29,034	21,054	0.73	1,859	103.7	103.6
資料出所	県統計課					沖縄労働局					県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
25年9月	147.2	147.8	134.9	138.6	12.3	9.2	356,452	282,616	348,661	279,452	7,791	3,164
10月	152.8	151.9	140.0	142.5	12.8	9.4	360,498	283,670	351,507	280,374	8,991	3,296
11月	153.5	151.9	140.5	142.1	13.0	9.8	377,631	288,928	350,985	282,850	26,646	6,078
12月	148.8	150.4	135.5	140.1	13.3	10.3	655,363	449,924	289,808	227,928	365,555	221,996
26年1月	141.6	145.8	129.1	135.4	12.5	10.4	298,937	229,581	287,768	227,855	11,169	1,726
2月	145.3	145.7	132.7	135.5	12.6	10.2	292,084	229,804	288,502	224,992	3,582	4,812
3月	147.3	152.1	133.9	140.4	13.4	11.7	310,777	251,296	291,439	233,053	19,338	18,243
4月	153.5	157.0	140.1	146.4	13.4	10.6	306,807	237,869	294,925	233,831	11,882	4,038
5月	147.5	149.6	135.0	139.4	12.5	10.2	301,208	230,206	290,762	229,129	10,446	1,077
6月	152.9	152.1	140.5	142.2	12.4	9.9	542,093	373,181	291,947	231,229	250,146	141,952
7月	155.6	152.5	143.0	141.9	12.6	10.6	423,174	285,702	291,859	230,315	131,315	55,387
8月	145.2	151.0	133.2	140.8	12.0	10.2	302,373	243,216	290,671	229,895	11,702	13,321
資料出所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」128号 ²⁰¹²(琉球労働から通巻201号)

2014年12月31日

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL(098)866-2366 FAX(098)866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

発行人／伊集 直哉

印刷所／有限会社アトム印刷

〒901-1303 与那原町字与那原3157-3

TEL(098)944-1355 FAX(098)944-1716
